

【児童手当制度改正の概要】

令和6年12月支給分より

	旧 拡充前	新 拡充後
支給対象	中学校終了までの国内に住所を有する児童 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代までの国内に住所を有する児童 (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	所得制限 960 万円未満 (年収ベース、夫婦と子供 2 人) ※年収 1200 万円以上の者は対象外	所得制限なし
手当額	*3 歳未満 一律 15,000 円 *3 歳～小学校終了前まで 第 1 子、2 子 10,000 円 第 3 子以降 15,000 円 *中学生一律 10,000 円 *所得制限以上一律 5,000 円	*3 歳未満 第 1 子、2 子 15,000 円 第 3 子以降 30,000 円 *3 歳～高校生年代 第 1 子、2 子 10,000 円 第 3 子以降 30,000 円
受給資格者	*監護生計要件を満たす父母等 *児童が施設に入所している場合は施設の設置者	同左
支払期日	3 回(2 月 6 月 10 月) 各前月までの 4 ヶ月分	6 回 (偶数月) 各前月までの 2 か月分

【児童扶養手当制度の改正】

令和7年1月支給分より

① 第3子以降の児童に係る加算額の引き上げ（法第5条第2項）

		R6. 4～10月分	R6. 11月以降分
本体額	全部支給	45,500円	45,500円
	一部支給	45,490円～10,740円	45,490円～10,740円
第2子加算額	全部支給	10,750円	10,750円
	一部支給	10,740円～5,380円	10,740円～5,380円
第3子加算額	全部支給	6,450円	第2子加算額と同じ
	一部支給	6,440円～3,230円	第2子加算額と同じ

② 全部支給及び一部支給に係る所得制限の引き上げ（令第2条の4）

扶養親族の数 等（人）	受給資格者本人			
	全部支給		一部支給	
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0	1,420,000	690,000	3,343,000	2,080,000
1	1,900,000	1,070,000	3,850,000	2,460,000
2	2,443,000	1,450,000	4,325,000	2,840,000
3	2,986,000	1,830,000	4,800,000	3,220,000
4	3,529,000	2,210,000	5,275,000	3,600,000
5	4,013,000	2,590,000	5,750,000	3,980,000

③ 扶養親族等の範囲の見直し（令第2条の4）

令和5年の所得から、所得税法（昭和40年法律第33号）上の扶養控除の取扱いに関し、30歳以上70歳未満の控除対象扶養親族に係る国内居住要件が設けられた。

これを踏まえ、児童扶養手当における所得制限限度額の算定において勘案する扶養親族等から、30歳以上70歳未満の扶養親族のうち所得税法に規定する控除対象扶養親族でないものについて除くこととする。